

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

三朝町長

三朝町規則第9号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(三朝町職員採用規則の一部改正)

第1条 三朝町職員採用規則(昭和31年三朝町規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 次の各号のいずれかに該当する者は採用することができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその刑を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) 略	第3条 次の各号のいずれかに該当する者は採用することができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその刑を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) 略

(三朝町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 三朝町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年三朝町規則第15号)を次のように改正する。

様式第16号を次のように改める。

(三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年三朝町規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(連帯保証人の資格等) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第11条第1項第1号の連帯保証人となることができない。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を終るまでの者 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者 (5)・(6) 略 2～5 略	(連帯保証人の資格等) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第11条第1項第1号の連帯保証人となることができない。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行を終るまでの者 (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者 (5)・(6) 略 2～5 略

(三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年三朝町規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(連帯保証人の資格等) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第10条第1項第1号の連帯保証人となることができない。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付され、判決確定に至るまでの者 (4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者 (5)・(6) 略 2～5 略	(連帯保証人の資格等) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第10条第1項第1号の連帯保証人となることができない。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付され、判決確定に至るまでの者 (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者 (5)・(6) 略 2～5 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。